

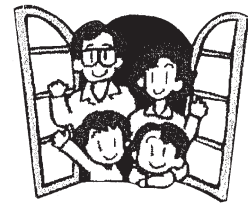
私の提案

あなたの声を市政に反映しませんか

行方市では、「あなたの声を市政に」をテーマに市報行方紙面において「私の提案」を広く募集しています。

日頃、考えている施策・要望・地域での課題など何でも結構です。また、市報行方に対するご意見や取りあげてほしいテーマなどもお待ちしております。

あなたの声を市政に!



3111590

行方市麻生一五六一一九

行方市長

坂本俊彦 行

料金受取人払郵便

鉾田支店
承認
42

差出有効期間
平成21年3月
31日まで

(切手を貼らずに
お出してください。)



のりしろ

のりしろ

のりしろ

提案書を記入したら、お手数でも印刷されている封書部分を切り取り、のりづけして封書を造り切手を貼らずにお近くのポストに投函してください。

封書の 作り方

①切り取り線に沿って切り取ってください。



②半分に折り、のりしろにのりづけしてできあがり。

(縫 い 罫 に 沿)



私の提案

(切 り 取 り 線)

(切 り 取 り 線)

(谷 折 り)

お名前	_____
ご住所	_____
お電話番号	_____
ご職業	_____
性別	男・女

(上記の部分は無記入でもかまいません)

児童手当を受けている方へ、現況届けのお知らせ

児童手当・特例給付の支給を受けている方は、全員、毎年6月に現況届を提出することになります。次の日程で、現況届の受付を行いますので手続きをお願いします。

なお、現況届が提出されなかった場合、6月分以降の児童手当の支払いが一時差し止めとなることもありますのでご注意ください。

(今回の届けによる手当受給期間 H 20.6.1 ~ H 21.5.31)

1. 日 時 6月23日(月)～30日(月) 土日を除く
 受付時間 午前8時30分から12時、午後1時から5時30分まで
- 夜間受付 玉造庁舎 社会福祉課フロア
 6月25日(水)、26日(木)の2日間 午後5時30分から7時まで

月	日	曜日	麻生庁舎	北浦庁舎	玉造庁舎
6	23	月	○	○	○
	24	火	○	○	○
	25	水	○	○	○夜間あり
	26	木	○	○	○夜間あり
	27	金	○	○	○
	30	月	○	○	○

2. 場 所 行方市役所 麻生庁舎(総合窓口課)・北浦庁舎(総合窓口課)
 玉造庁舎(社会福祉課 児童福祉グループ)

- 基本的に居住している旧地域ごとの庁舎において受付をお願いします。
- 最寄りの庁舎が旧地域ではない場合は、最寄りの庁舎で受付が出来ますのでご利用ください。
- 今回は、現況届けの用紙は市役所に置いてあります。市役所で届出の時に記入していただきます。

3. 持参する物
- ①送付された宛名が印字された連絡票
 - ②印鑑
 - ③宛名と同じ名前が印字された保護者の保険証
 - ④★印に該当する方は
 平成20年1月1日在住の市町村の児童手当用所得証明
 (平成20年1月1日在住市町村の税務課に電話確認した上でお取り下さい。)

★平成20年1月1日現在、行方市在住でなかった受給者



1月1日住所地の市町村にて、平成19年1月1日から12月31日まで収入の児童手当用所得証明書の交付を受けて持参してください。(市町村民税は1月1日に住所があったところで課税されるため)あとから持参、郵送していただいても大丈夫です。

確定申告をされていない方は、所得の確認ができませんので申告をしてください。

※ 仕事などの都合で、受付期間に来ることが出来ない方は事前にご連絡ください。

<現況届対象者以外で、児童手当を受給されていない方はお問い合わせください。>

- ・支給対象年齢は、12歳を迎えて最初の3月31日を過ぎるまで。
- ・所得制限があります。
- ・公務員の方は、所属官庁の総務部署にお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課 児童福祉グループ(玉造庁舎) ☎0299-55-0111(内線118)